

国立研究開発法人国立環境研究所における 遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する基本的な考え方とガイドライン

国環研第 190723001 号
令和元年 7 月 23 日
国立環境研究所

【背景と目的】

「生物の多様性に関する条約」（以下、「CBD」という。）第 10 回締約国会合において、「生物の多様性に関する条約の遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する名古屋議定書」（以下、「名古屋議定書」という。）が採択された。名古屋議定書では、CBD に基づく遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分（以下、「ABS」という。）をより着実に行うため、議定書締約国がとるべき措置を定めている。これを受け日本国は、名古屋議定書の的確かかつ円滑な実施を確保し、もって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に貢献することを目的として「遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分に関する指針」（以下、「ABS 指針」という。）を 2017 年に定めた。

国立研究開発法人国立環境研究所（以下、「NIES」という。）が実施する一部の環境研究では、日本以外の国で取得した遺伝資源を利用しており、研究活動を進める上で遺伝資源の提供国と信頼関係を築くことは極めて重要である。このため、NIES では、CBD 及び名古屋議定書等を遵守することを示した「国立環境研究所の遺伝資源のアクセスと利益配分に関する基本方針」（以下、「基本方針」という。）を 2017 年に定めた。これを受け、「国立研究開発法人国立環境研究所における遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する基本的な考え方とガイドライン」（以下、「本ガイドライン」という。）を作成し、倫理的な配慮に基づいた NIES の ABS に関する基本的な考え方、遺伝資源の取得、利用等を具体的に示すこととした。NIES の役職員等は、基本方針の下で名古屋議定書及び ABS 指針を遵守するとともに、本ガイドラインに基づき、提供国及び遺伝資源の提供者との信頼関係のもとで遺伝資源を用いるものとする。

【基本的な考え方】

1. NIES は、『諸国が自国の生物資源について主権的権利を有すること』（CBD 前文）を認識し、遺伝資源へのアクセスに際しては ABS に関する制度が未整備の提供国にも配慮する。
2. NIES は、過去に原産国から取得され、現在は原産国以外の国に存する遺伝資源について、新たな利用の際には、生物資源に対する原産国の主権的権利に配慮することが望ましい場合があることを認識し、必要と考えられる場合には最良の方法を目指した合理的な対応を行う。
3. NIES は、遺伝資源の利用が生物学や環境学を発展させ、自然環境と生物多様性の保全・人類の福利に貢献してきたことを認識しており、今後も適切な手段に

よって遺伝資源の利用が促進されるように努める。

4. NIES は、ABS の考え方に関する社会情勢を鑑み、ABS の関係者らの意見を聞きながら、柔軟な姿勢でよりよい対応の実践を模索していく。

【用語】

本ガイドラインでは、生物資源、遺伝資源、遺伝資源の提供国[提供国]、遺伝資源の原産国[原産国]、中央連絡先、情報に基づく事前の同意[PIC]、相互に同意する条件[MAT]、生息域内、生息域外は、CBD または名古屋議定書の定義・用法に準じる。ただし、実用上は提供国の法令または相互に合意する条件による定義に従う。

役職員等とは、NIES の役員、職員及び契約職員、並びに研究所の業務に従事する者（客員研究員、共同研究員、研究生、日本学術振興会特別研究員、常駐協力業者、派遣職員及び研究協力者等）をいう。

【ガイドライン】

1. 計画

NIES は、遺伝資源へのアクセスを含む研究計画を生物多様性の保全と持続可能性に配慮したものとし、遺伝資源の適切な取得・利用・利益配分について計画段階で考慮し、以下の取り組みを行う。

- 具体的な研究を立案する際には、以下の点について検討する。
 - a) 提供国で必要な遺伝資源のアクセス手続き、
 - b) 遺伝資源の関係者の特定、
 - c) 遺伝資源の利用期間・目的・利益配分の方法、
 - d) 研究自体が生態系及び地域社会に与える影響、
 - e) 研究の進展に伴い利用期間・利用目的・利用者が拡大する可能性、
 - f) 研究成果として、及び研究を検証するための標本及びデータの永続的な保管方法、
 - g) 遺伝資源に含まれない生物資源の扱い条件、
 - h) 改変した遺伝資源の取り扱い条件。
- 提供国内での法令遵守及び利益配分を円滑とするために、生息域内から遺伝資源を取得する際には、提供国の信頼できる研究機関等と共同研究を行うことを検討する。なお、提供国によっては、共同研究契約の締結が法令等で義務付けられている場合があるが、共同研究契約は通常、政府機関等による許可や承認とは異なることに留意する。
- 外国人の招聘研究者などが無許可のまま自国の遺伝資源を NIES に持ち込まないように注意する。
- 他機関が主たる研究機関となる研究プロジェクトに参画し、そのプロジェクトにおいて遺伝資源を取得・輸出・利用する場合には、遺伝資源の取得方法や取り扱いが十分であるか、役職員等自身にその行為が許可されているか、役職員等自身が書面で確認する。
- 遺伝資源の輸入又は輸出の際には、動物・植物防疫、安全保障貿易に関わる規制、

国際航空運送協会等が定める安全輸送に関する規制、ABS 指針や、CBD、名古屋議定書、絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約、食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約等の関連する国際的な取り決めにも留意する。

2. 取得

NIES が生息域内及び生息域外で遺伝資源を取得する際には、国際条約及び資源提供国の法令に従う。資源提供国の一部では法令が未整備である可能性を考慮し、常に提供国の生物資源に対する主権的権利に配慮した取得を行う。

i) 提供国に ABS に関する国内措置がある場合

- ABS に関する国内措置がある国では、その措置に従って遺伝資源を取得する。なお、国内措置による規制対象は名古屋議定書の対象だけとは限らず、必要な手続きについても PIC、MAT に限定されないことに留意する。
- 遺伝資源取得後は、取得の方法に応じて、ABS 指針第 2 章が定める報告を日本国の環境大臣に対して NIES が行う。
- 提供国の法令に違反して遺伝資源の取得をしたと疑われる場合には、提供国の求めに応じて環境大臣への説明を求められる場合がある(名古屋議定書第 15 条第 3 項及び ABS 指針第 2 章第 4 項)ことに留意する。なお、役職員等は、法令に違反して取得した遺伝資源による研究成果の公表は行わない。

ii) 提供国の ABS に関する国内措置が明確でない場合

- ABS に関する国内措置が明確でない提供国で遺伝資源を取得する際には、関連当局とのコミュニケーションを行うことができる機関と共同研究を行うことを重視する。
- 中央連絡先などの政府機関に問い合わせるなどにより、可能な限り提供国より PIC を得て、遺伝資源の提供者と MAT を設定した上で遺伝資源を取得する。

iii) 生息域外の遺伝資源の取得に関する注意点

- ABS に関する国内措置の有無にかかわらず、博物館・植物園・個人の収蔵庫等で保管されている生息域外の遺伝資源を取得する場合には、提供者と MAT の設定を行い、提供者と NIES の責任を明確にする。
- 可能な場合は、遺伝資源の取得の経緯を記した書面の提出を、提供者に求める。特に、ABS への対応が不十分である機関・団体・個人から遺伝資源を取得する場合には取得経緯と提供者の信頼性を確認する。
- 生息域外コレクションに保管されていた遺伝資源が、提供国の法令等に違反又は提供国の意思に反して取得されたものであることが明らかになった場合には、遺伝資源の取得を行わず、取得後であれば速やかに利用を中止する。

iv) 一般流通品の取得

- 日用品・食品（コモディティ）など、研究対象としての利用を想定されずに流通している生物素材を遺伝資源として研究する際には、原産国の法令・取得場所及び研

究の方法・目的を総合的に考慮し、必要であれば原産国の中央連絡先に相談する。

v) NIES の生息域外コレクションでの受け入れ

- NIES は、生息域外コレクションが生物学と生物多様性の保全に果たす役割をよく理解し、公正で中立な遺伝資源の仲介者として原産国・寄託者・利用者から信頼される必要があることを認識する。
- NIES は、NIES の生息域外コレクションが保有する遺伝資源の適正な利用を促進するために、遺伝資源の取得の経緯に特段の注意を払う。
- NIES は、生息域外コレクションに遺伝資源の寄託や譲渡を受け入れる際には、遺伝資源が合法的に取得されたこと、及び遺伝資源を提供する正当な権利をもつことの誓約を可能な限り提供者に求める。NIES は、提供者が遺伝資源の取得の際に行った手続きについて原産国の法令と照らすなど、可能な限り確認し、適切な遺伝資源の受け入れを行う。
- NIES の生息域外コレクションでは、書面による契約のない遺伝資源の交換は行わない。

3. 利用

NIES での遺伝資源の利用は、その資源を取得した時に提供者と合意した利用条件の範囲で行う。

- 遺伝資源の利用にあたっては、利用を行う国の法令等を遵守する。MAT は契約書であり、契約内容は名古屋議定書の対象に限らないこと、及び MAT には遺伝資源の利用を終えた後でも効力のある条項があることに留意して契約を行う。
- 外部委託による遺伝資源の分析（DNA シークエンス解析等）は、遺伝資源取得時に合意した利用条件と合致する条件で行う。

4. 提供

NIES からの遺伝資源の提供は、当該遺伝資源を取得した時の MAT で認められた条件で行う。

- NIES 又は役職員等が行う遺伝資源の提供には、役職員等が保存している遺伝資源を、第三者に貸し出すこと・譲り渡すこと・博物館やバイオリソースセンターなどの生息域外コレクションへ寄託・譲渡すること、及び NIES が業務として収集している生息域外コレクションから第三者へ分譲・交換することがある。
- NIES から第三者に遺伝資源を提供する際には、NIES が遺伝資源を取得した際の契約に立ち返るなどして、以下の点を確認する。
 - a) 第三者への提供と、その利用目的・利用期間などの条件が当初の契約の範囲内であるか、
 - b) 保護すべき NIES の権益がないか、
 - c) NIES の権益として保護すべきものがないか、
 - d) 遺伝資源の提供国の権益及び法令への配慮がされているか、
 - e) 提供が日本の法令等に反していないか、
 - f) 提供を受ける者が契約や法令等を遵守すると信頼できるか。

- 第三者への遺伝資源の提供にあたっては、NIES と第三者の双方が合意する条件を書面で確認する。また、必要に応じて、NIES が当該遺伝資源を取得した際の書面の複写などを添付することで、第三者の円滑な遺伝資源の取得の実施に協力する。
- 第三者への遺伝資源の提供にあたっては、NIES から第三者へ遺伝資源を提供した事実（遺伝資源の名称、目的、受領者など）を必要に応じて捜査機関等に説明することがありうることを伝達する。
- NIES は提供先の第三者に対して適切な利益配分を求めることがある。なお、配分された利益は生物多様性の理解・保全への取り組みに充当することとし、その手続きは別途定める。
- 商業利用を目的とした第三者への提供についても上記と同様に取り扱う。取得当初の利用条件において商業利用の定義が不明確な場合は、NIES は、遺伝資源を提供する前に、第三者に対して提供国又は提供者と協議するよう求める。

5. 利益配分

NIES は、MAT に基づき、遺伝資源の利用から生じる利益を提供国や他の関係者と公正かつ衡平に配分する。

- 名古屋議定書では、利益配分は金銭的・非金銭的な方法で行うことができるとされている。NIES では、原則として金銭的な利益が生じない遺伝資源の利用については非金銭的利益配分を行い、金銭的な利益が生じる場合には金銭的利益配分を行う。

非金銭的利益配分の例

- a) 分類・生態など遺伝資源に関する生物学的な情報の提供。
- b) 整理された標本の提供。
- c) 論文で著者となる権利。
- d) 学術ワークショップやセミナーの開催。
- e) NIES の生息域外コレクションでの遺伝資源の長期的な保存。
- f) 生物多様性の目録作成やデータベースへのアクセス。
- g) 研究成果の共有。
- h) 技術移転。
- i) 科学的・制度的な能力開発及び訓練。
- j) 共同研究。

金銭的利益配分の例

- a) 前払い金、段階ごとの支払金、ロイヤリティ支払金。
- b) 関連する知的財産権の共同所有。
- c) 有償での施設利用、ガイド・研究者の雇用。

6. 遺伝資源の管理

NIES は、遺伝資源利用委員会を通じて、NIES 内の遺伝資源を管理する。

- 役職員等は、遺伝資源を用いた研究を行う際には、国立研究開発法人国立環境研究所遺伝資源利用委員会規程（平 29 規程第 1 号）によって設置した遺伝資源利用委

員会と予め十分な協議を行う。

- 遺伝資源利用委員会は、必要に応じて遺伝資源の取得前の審査を行うほか、利用・提供についても定期的に評価し、NIES 内外のよりよい実践例を収集・周知することで遺伝資源の適切な取り扱い及びその改善に努める。
- 事後の検証が行えるように、遺伝資源提供国と NIES からの提供先との協議・手続きの記録を国立研究開発法人国立環境研究所法人文書管理規程（平 13 規程第 20 号）に基づき保存・管理する。

7. その他

遺伝資源に関連する伝統的知識

遺伝資源に関連する伝統的知識については、関連する遺伝資源自体を取得するか否かにかかわらず、先住民の社会及び地域社会の権利を尊重し、本ガイドラインの遺伝資源の取得と同様の方法で取得する。

ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、NIES 内での遺伝資源の取得・利用・利益配分等の実施状況、並びに科学的及び社会的状況の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

問い合わせ先

国立研究開発法人国立環境研究所
遺伝資源利用委員会
abs@nies.go.jp